

山形県スキー連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、山形県スキー連盟と称し、事務局を山形市長苗代6 1番地（山形市スポーツ会館内）に置く。
- 第2条 本連盟は、県内の各スキー団体をもって組織する。
- 第3条 本連盟は、県内スキー団体の緊密なる連携により、県内スキー競技の促進とスキーの発展を期し、体力の向上とアマチュアスポーツ精神を養うことを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種競技会・講習会・検定会を主催又は後援して開催すること。
 2. 各種競技会への選手を推せんし、派遣すること。
 3. 各スキー団体の強化のために協力すること。
 4. 審判員の養成並びに審判技術の研究を行うこと。
 5. その他本連盟の目的達成に必要な事業を行う。

第2章 機 関

- 第5条 本連盟に次の機関を置く。
1. 評議員会
 2. 理事会
 3. 常任理事会
- 第6条 評議員会は、本連盟の最高決議機関で、評議員・役員で構成し、評議員過半数の出席（委任状含む。）により成立する。
- 第7条 評議員会の議長は、評議員会で選出する。
- 第8条 評議員会は、定期及び臨時に会長が招集する。
- 2 定期評議員会は毎年1 0月に行う。臨時評議員会は必要の都度開く。
- 第9条 評議員会に附議する事項は次のとおりとする。
1. 規約の変更改廃
 2. 事業の報告と計画
 3. 予算及び決算
 4. 役員の承認
 5. 所属団体負担金等
 6. その他重要事項
- 第10条 理事会は、本連盟の執行機関であり、規約に定める手続きにより決定された事項を執行する。
- 2 理事会は第1 7条に定める役員で構成する。
 - 3 理事会の議長は、理事会で選出する。
 - 4 理事会は随時会長が招集する。
 - 5 理事会は評議員会を開催するいとまのない緊急事項について、理事会の責任において便宜これを処理することができる。但し、次期評議員会の承認を要する。
- 第11条 常任理事会は、随時会長が招集する。
- 2 常任理事会は、常時会務を処理する外、理事会を招集するいとまのないときは、常任理事会の責任において適宜会務を執行することができる。
- 第12条 本連盟の評議員会、理事会、常任理事会等の会議開催時は会議録を作成し、議長並びに会議参加者から選任された2名、計3名の記名捺印の上、正式議事録として保管する。
- 第13条 本連盟の事業の執行を円滑にするため理事会直属の機関として総務本部、競技本部、教育本部を置く。また、理事会は委員会の設置又は改廃をすることができる。各本部及び委員会の役員及び委員は役員選出規程及び各本部規程により選出する。
- 第14条 会員は本連盟に所属する団体（以下所属団体という）に所属し、会員登録しなければならない。
- 2 会員は（公財）全日本スキー連盟（以下SAJという）の会員登録を行わなければならない。但し、（SAJ競技者登録を行う会員は、所属団体の地域内に 居住又は勤務しているか若しくは学籍を有する（以下「居住地等」という。）者とし、事情によって居住地等以外の主たるスキー活動を行う地域が本連盟の地域内であること。
- 第15条 登録はSAJ会員登録と同時に会費を納入し申請しなければならない。会費の金額については別表1のとおりとする。
- 2 会員の登録は、全日本スキー連盟登録規程の定めるところによる。但し、登録申請書（新規、継続）の締切り日時は全日本スキー連盟が定める期日より1 5日以前とする。
（資格喪失）
- 第16条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。(新年度において登録申請を行わないとき)
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第17条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第18条 会員が次の各号の一に該当する場合には、評議員会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名を受けた会員には、評議員会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本連盟の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第3章 所属団体

第19条 本連盟組織団体の加盟、脱退及び除名は評議員会の決議による。

第20条 新たに加盟しようとする団体は、本連盟が定めた様式により申し込まなければならない。

2 所属団体は、毎年12月20日までに負担金及び協力費等を納入しなければならない。なお、金額については別表1のとおりとする。

3 第2項に定める負担金・協力金等が3年間未納の場合は除名する。

第4章 評議員・役員

第21条 評議員は、各所属団体1名とし、所属団体毎に選出し名簿を提出する。

2 評議員の任期は2年とし、再選を妨げない。

3 評議員を変更した場合は変更届を提出する。

第22条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 事 長 | 1 名 |
| 4. 副理事長 | 若干名 |
| 5. 常任理事 | 若干名 |
| 6. 理 事 | 若干名 |

第23条 必要に応じ、本連盟に名誉会長・顧問・参与をおくことができる。

第24条 会長・副会長・理事・監事は役員選出規程により選出し、評議員会で承認する。

2 理事長・副理事長・常任理事は、理事の互選により選出する。

3 名誉会長・顧問・参与は、理事会において選出し、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。

4 会長は会長推薦理事として若干名の理事を委嘱することができる。但し理事会に報告しなければならない。

第25条 会長は本連盟を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長より委嘱された事由について、その職務を代理する。

3 理事長は事業執行機関である総務、競技、教育本部及び委員会を統括し、理事会を代表する。

4 副理事長は理事長事故あるとき又は理事長より委嘱された事由について、その職務を代理する。

5 監事は、本連盟の会計を監査する。

第26条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

2 役員任期が満了しても後任が選出されるまでは、その職務を行う。

第5章 会 計

第27条 本連盟の経費は、次の収入による。

1. 負担金、協力金、登録料等
2. 公共団体より交付される助成金等
3. 各本部による事業収入
4. 寄付金
5. その他の収入

第28条 本連盟の年度は、毎年8月1日に始まり、翌年の7月31日に終わる。

附 則

1. 本規約の施行についての必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。
2. 本規約の施行は、昭和36年11月26日とする。
3. 本規約は昭和40年10月24日改正施行する。
4. 本規約は昭和42年11月3日改正施行する。
5. 本規約は昭和45年10月27日改正施行する。
6. 本規約は昭和55年11月3日改正施行する。
7. 本規約は昭和60年10月27日改正施行する。
8. 本規約は平成6年11月3日改正施行する。
9. 本規約は平成13年11月4日に改正施行する。
10. 本規約は平成15年11月3日に改正施行する。
11. 本規約は平成16年7月25日に改正施行する。
12. 本規約は平成19年7月29日に改正施行する。
13. 本規約は平成26年11月24日に改正施行する。ただし、第38条（現行23条）の規定は平成28年度会計から適用し、同年度に限り毎年6月1日に始まり、翌年の7月31日と読み替える。
14. 本規約は平成27年10月17日に改正施行する。
15. 本規約は令和4年10月23日に改正施行する。